

従来の「請求書」は、個々の商品の端数処理を行い、その合計を記載しているため、適格請求書とは認められない(消基通1-8-15)。

参考

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー\(よくある税の質問\)](#) / No.6371 端数計算

## No.6371 端数計算

[令和5年10月1日現在法令等]

### 対象税目

消費税

### 概要

消費税の課税標準額および税額などの端数計算の方法は、次のとおりです。

#### 適格請求書に記載すべき消費税額等の端数について

適格請求書の記載事項である消費税額等に1円未満の端数が生じる場合は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う必要があります。

なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

(注) 一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

### 根拠法令等

消法28～30、通法118～120、消令70の10、消基通1-8-15

[消費税法\(消法\)](#) 第28条から第30条

- ・課税標準及び税率について規定

[国税通則法\(通法\)](#) 第118条から第120条

- ・国税の課税標準の端数計算等について規定

[消費税法施行令\(消令\)](#) 第70条の10

- ・適格請求書に記載すべき消費税額等の計算について規定

[消費税法基本通達\(消基通\)](#) 1-8-15

- ・適格請求書に記載すべき消費税額等の計算に係る端数処理の単位 (注)認められない記載方法